

## 平成27年第3回臨時教育委員会

開催日時 平成27年3月30日（月）午後1時30分～午後2時10分

開催場所 輪島市文化会館4階401会議室

出席委員	委員長	小橋明直
	委員長職務代理者	榎木孝則
	委員	沢田悦子
	委員	石本昇藏
	教育長	吉岡邦男

### 事務局説明員

教育部長兼庶務課長	西畑賢一
教育参事兼生涯学習課長	宮下敏茂
学校教育課長	春田安子
文化課長	上加政伸
庶務課課長補佐兼庶務係長	茶花隆一

### 議事

#### 1、議案の審議

- 議案第13号 輪島市教育委員会事務局職員の人事について
- 議案第14号 輪島市教育委員会職員職名規則の一部改正について
- 議案第15号 輪島市教育委員会事務局組織規則の一部改正について
- 議案第16号 輪島市教育委員会事務決裁規則の一部改正について
- 議案第17号 輪島市教育委員会教育長に委任する事務等を定める規則の一部改正について
- 議案第18号 輪島市教育委員会会議規則の一部改正について
- 議案第19号 輪島市教育委員会公印規則の一部改正について
- 議案第20号 輪島市教育委員会会議傍聴規則の一部改正について

- 議案第21号 輪島市教育委員会公告式規則の一部改正について
- 議案第22号 輪島市教育に関する事務の点検及び評価の実施に関する規則の廃止について
- 議案第23号 輪島市ケーブルテレビ寺子屋推進委員会設置要綱の廃止について
- 議案第24号 輪島市立公民館の館長の任命について
- 議案第25号 輪島市社会教育委員の委嘱について
- 議案第26号 輪島市公民館運営審議会委員の委嘱について
- 議案第27号 輪島市地域協育推進委員会委員の委嘱及び任命について
- 議案第28号 輪島市女性センター運営委員会委員の委嘱について
- 議案第29号 輪島市文化会館運営委員会委員の任命について

## 会議録

委員長 それでは、第3回の臨時会の開催通知のご案内を申し上げましたところ、ご出席をいただき、まことにありがとうございます。

ただいまから、平成27年第3回輪島市教育委員会臨時会を開催いたします。

まず、本臨時会の会議録署名委員に沢田委員を指名します。

沢田委員 はい。

委員長 それでは、本日の会議に入ります。

議案の審議についてであります。今回の議件は、議案第13号から議案第29号までの17件であります。

まず、議案第13号 輪島市教育委員会事務局職員の人事についてを議題とします。

まず、教育部長のほうから説明をお願いします。

教育部長兼  
庶務課長

それでは、提出事件書の1ページでございます。

議案第13号 輪島市教育委員会事務局職員の人事についてということで、提案をさせていただきます。

本年4月1日付で教育委員会事務局の職員の人事異動を次のページのとおり行いたいということで、承認を求めるものであります。

2ページをお開きください。

まず、別紙表の一番上でございます。

今回、3月末日をもって、市長の事務局へ出向を命ずるということで、退職に伴うものでございます。私西畑、以下4名の者が同日付で市長部局へ出向した後、辞職をするというものでございます。

次の表でございますが、教育委員会事務局から、今回、市長部局のほうへ10名の出向を予定をしたいと思います。文化課長の上加、生涯学習課参事の棟、以下記載のとおりであります。

それから、その次が、教育委員会事務局職員に新たに任命をすること、市長部局等から教育委員会のほうに出向を任命する者であります。新たに、生涯学習課長として坂口勇、それから、文化課長として定見充雄、以下記載の職員でございます。

次のページ、3ページをお開きください。

今度、教育委員会内部でございますが、事務局職員に任命をすること、昇任に伴うものであります。宮下教育参事が新たに教育部長として、それから、細川貴久美、萩美代子でございます。

それから、次が教育委員会事務局職員に任命するという、これまでの輪島市立図書館長が新たに門前図書館長を兼務するというものでございます。

その次が、今度は教育委員会内部での任命でございます。配置がえに伴うものでございます。梶千恵、以下記載の職員の配置がえを行いたいというものでありますので、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

委員長

説明が終わりましたが、議案第13号につきましてご質問等はございませ

んか。

ないようですので、原案のとおり承認することとしてよろしいでしょうか。

「はい」との声あり

委員長

それでは、議案第13号については原案のとおり承認いたします。

次に、議案第14号 輪島市教育委員会職員職名規則の一部改正について、議案第15号 輪島市教育委員会事務局組織規則の一部改正について、議案第16号 輪島市教育委員会事務決裁規則の一部改正について及び議案第17号 輪島市教育委員会教育長に委任する事務等を定める規則の一部改正についてを一括して議題とします。

教育部長のほうから説明をお願いします。

教育部長兼  
庶務課長

それでは、お手元の4ページ目でございます。

議案第14号 輪島市教育委員会職員職名規則の一部改正についてということで、今回の4月1日付の人事異動に伴いまして、職名の一部変更等がございますので、それに伴いまして、職名規則を新たに変更をするものがございます。

本文に記載してございますが、中ほどでございます。

本則中の表の職員の項中「部長 参事」を「部長」に改め、以下「主事補 社会教育主事補」を「主事補」に改め、かつ、学校校務員については、「校務員 清掃員」を「校務技士 校務士」に改めるというものでございますが、別冊の事件書の資料のつづりの1ページをお開きいただきたいと思っております。

今ほど、本説のほうで申し上げました事項については、それぞれ改正案が左の欄、それから、現行が右の欄に記載をしてございますし、なおかつ、変更の箇所については、下線を引いたものが今回変更をしようとするものでございます。

例えば、職員については、現行、教育参事がおりましたが、今度、教育

参事が4月1日からはなくなるということで、この部分については削るということで、空欄にしておるものでございます。以下、それぞれ先ほど申しました職名について変更をしたいというものでございますので、よろしくお願いをいたします。

次に、議案第15号 輪島市教育委員会事務局組織規則の一部改正についてでございます。

これも人事異動に伴うものでございますが、その中で、それぞれ所管をしております各課の事務につきまして、その事務所掌内容について一部変更をしようとするものであります。

提出事件書の5ページでございますが、まず、中ほどでございますが、別表1というものがございまして、これは、先ほどの事件書の資料の2ページでございます。別冊事件書資料の2ページを折り込みしてありますので、ご参照いただきたいと思います。まず、庶務課関係でございますが、今回、4月1日から、教育委員会制度の改正に伴いまして、さきの定例会でも少し説明をさせていただきましたが、新たに総合教育会議が設置をされる。それに伴いまして、教育大綱の策定をする必要があるということが生じてまいりましたことから、これらについての事務については庶務課のほうで原案作成等を行うということから、所掌事務の中に新たに(1)から(3)まで加えたものでございます。

それから、学校教育課に関しましては、これまで、現行上、右の欄に、次のページまでかけておりますが、39項目ございました。これらについては、新たに加わったものはないんですが、それぞれ文言の整理を行いましてより明確化を図ろうというものでございますので、個々の内容については割愛をさせていただきたいと思っております。

それから、次に、議案第16号、提出事件書7ページでございます。

輪島市教育委員会事務決裁規則の一部改正についてということで、中ほどに、第3条第1項ただし書を削るところから、別表に入りますが、これらについては、先ほども申しましたように、人事異動等に伴う決裁事務の中で、これまで「部長及び参事」というふうに明記しておりましたものを「部長」ということで、この辺については削除というものでござ

います。

同じく、これの事件書の説明資料の中の4ページ、別冊資料の4ページでございます。

この下の別表第2というところで、それぞれ現行と改正案を対比をしていただければ、参事職の部分を削って、部長が決裁をするということで、これについては改正をするというものでございます。

それから、一部、決裁の順序、逆になりましたが、第3条のところでは、決裁等の順序について、これまでは現行の中で、教育長の決裁について、現行「ただし」から以降下線を付した部分を記載してございましたが、この辺については、今回はこの法律では削除するというものでございます。

それから、次に、議案第17号 輪島市教育委員会教育長に委任する事務等を定める規則の一部改正についてということで、これにつきましては、中ほどの事件書の中で、第1条中「第26条」を「第25条」に改める。以下、第2条中の「第26条」を「第25条」に改める。これは法律の改正に伴います部分でございますが、条ずれの生じた部分を改正をするというものでございます。

なお、別冊資料の中に新旧対照表がございまして、6ページです。

6ページのほうの新旧対照表で、この中の第2条の中で、現行では(1)の中で、教育長に委任する事務として教育長の任免を行うことというふうに記載がなされておりますが、これは、本議会3月の定例市議会において、4月1日からの改正を見込んで、市長が議会の同意を得て任免をするということに改正をされたということから、この部分についてはこれを削るというものに改めるものであります。

それから、第3条のその他というところで委任する事務の部分ですが、(1)の県費負担教職員のうち校長、副校長その他学校管理職の人事に関する部分について記載がございまして、これらについても削るということで、これにつきましては、教育機関の職員の任免などの人事に関する事項については教育長に委任ができないということで、本来、教育委員会に諮らなければならないということから、この部分については改正をすべき点

でございましたが、このままの状態が残っておりましてので、今回、改めてこの部分については削除をするということで、ちょっと時間的におくれ てしまいました。今回、これもあわせて改正をしたいというものでござ います。

以上が、議案第14号から議案第17号についての改正をお願いしたいとい うものでございますので、よろしく申し上げます。

委員長 説明が終わりましたが、議案第14号から17号までについて何かご質問ご ざいますか。

ないようですので、原案のとおり承認することとしてよろしいですか。

「はい」との声あり

委員長 それでは、議案第14号から17号までについては原案のとおり承認いたし ます。

次に、議案第18号 輪島市教育委員会会議規則の一部改正について、議 案第19号 輪島市教育委員会公印規則の一部改正について、議案第20号 輪島市教育委員会会議傍聴規則の一部改正について及び議案第21号 輪島 市教育委員会公告式規則の一部改正についてを一括して議題といたしま す。

教育部長、説明をお願いします。

教育部長兼 庶務課長 それでは、次に、議案第18号 輪島市教育委員会会議規則の一部改正に ついての原案の説明をしたいと思います。

まず、改正する内容につきましてですが、9ページをお開きいただきた いと思います。あわせて、提出事件書資料の7ページをお開きいただきた いと思います。

まず、第1条中「第162号」を「第162号。次条第4項において「法」と いう。」について改めるというふうに書いてございますが、これについて は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律のいわゆる表題の部分でこ

ございますので、その改正に伴う部分を今回新たに規則の中でも改正をするというものであります。

次に、第2条でございます。会議についてでございます。

会議は、定例会及び臨時会とする。

第2項には、定例会は、教育長が毎月第4金曜日に招集する。ただし、教育長は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

第3項、臨時会は、教育長がある必要があると認めるときに招集する。

第4項、法第14条第2項の規定により会議の招集の請求があったときは、教育長は、臨時会を招集するものとするということで、これにつきましても、同じように資料の7ページをごらんいただきたいと思います。

新旧対照表が出ておりますが、これまでは、会議としては「会議は、定例会及び臨時会とし、定例会は、毎月第4金曜日に開催する。ただし、必要に応じ変更することができる。」という文言でございましたが、これについても、今ほど出しましたように、それぞれ項目ごとに分離をして、新たに変更するというものでございます。

なお、法第14条第2項の規定による請求という内容については、法律上では、教育長は委員の定数の3分の1以上から会議の招集の請求があった場合については、これを速やかに招集をしなければならないということに基づきまして、同様の規定を改正しようとするもので、それについても同時に改正をしようとするものであります。

それから、第3条から第6条までにつきましては、これまで規則の中では、委員長がこれらの会議について代表するというようになっておりましたが、今回の改正に伴って、これを教育長に改めようというものでございます。

第7条についても同様の変更でございます。

それから、議案書の10ページについての第8条中から以下15条中というところまで、同様の委員長から教育長にこれも改正をしようというものであります。

それから、16条についてでございますが、これまでは会議の次第という項目がございましたが、これについてはこれを削るということで、以下17



条以下を繰り上げをするということで、会議録の作成についてもこれを明文化するものであります。

それから、一番下のほうです。20条でございますが、これまで、この会議録の公表につきましては、委員長が会議に諮ってこれを定めるというふうに、公表の手法については具体化されておりましたが、今回の改正で、この公表については「教育長は、会議録を作成したときは、事務局に備え置き、一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により、これを公表しなければならない。」ということで、インターネット等の活用によって誰でもこれを閲覧できる環境に整えようというものでございます。

次に、議案第19号 輪島市教育委員会公印規則の一部改正についてということで、これも別冊資料の11ページをお開きいただきたいと思います。

これまで、公印としては、教育委員会の委員というものがこちらに明記をされておりましたが、そのほかに、委員長の印というものが公印として規則上設置をしておりましたけれども、今回、これについてはここを削るというものでございます。

それから、次に、12ページ目お開きください。

議案第20号 輪島市教育委員会会議傍聴規則の一部改正についてということで、これも、これまでの傍聴に関しての文言の中で委員長が明記されておったものを教育長に改めるというものでございます。

それから、次のページ、13ページでございます。

議案第21号 輪島市教育委員会公告式規則の一部改正についてということでございます。

これにつきましても、第1条中「14条」を「15条」に改めるというのは、これ法律改正による条送りに伴うものでございまして、第2条の第2項及び第4条第1項中の「委員長」を「教育長」に改めるということで、これらはこれまでの議案と同様に、教育委員会制度の改正に伴いまして、職名を委員長から教育長に改めるというもので、それぞれの一括の提案でございまして。

とりあえずここまで。

委員長

説明が今終わりましたが、議案第18号から議案第21号までについてご質問はございませんか。

ないようですので、原案のとおり承認することとしてよろしいですか。

「はい」との声あり

委員長

それでは、議案第18号から議案第21号までについては原案のとおり承認いたします。

次に、議案第22号 輪島市教育に関する事務の点検及び評価の実施に関する規則の廃止について議題とします。

教育部長さん、説明をお願いします。

教育部長兼  
庶務課長

それでは、事件書14ページをお開きください。

議案第22号 輪島市教育に関する事務の点検及び評価の実施に関する規則の廃止についてということで、さきの2月定例会で提案をさせていただき、ご承認をいただきましたが、一番下のほうに提案理由としても書いてございますけれども、新たに輪島市教育事務点検評価審議会条例を制定することとなりました。

したがって、これまで規則として運用しておりました同点検評価に関する規則については、これを3月末をもって廃止をしようというものでございます。

昨年まで、向憲龍氏にこの点検評価についてお願いをしてまいりましたが、今度から条例に基づきまして3人の方を選任をして、新たに教育委員会の事業の執行について点検評価をしていただくというもので、それに伴う規則の廃止を提案をしたというものでございます。よろしく願いいたします。

委員長

それでは、議案第22号についてご質問等はございませんか。

ないようですので、原案のとおり承認することとしてよろしいですか。

「はい」との声あり

委員長

それでは、議案第22号については原案のとおり承認いたします。

次に、議案第23号 輪島市ケーブルテレビ寺子屋推進委員会設置要綱の廃止についてを議題といたします。

学校課長のほうから説明をお願いします。

学校教育課長、春田様。

学校教育課長

議案第23号 輪島市ケーブルテレビ寺子屋推進委員会設置要綱の廃止についてということで、輪島市ケーブルテレビ寺子屋推進委員会設置要綱を廃止する要綱について以下のように定めますということで、ご承認いただきたいんですが、これまで、テレビ寺子屋事業の中で、24年度の開始から3年間経過する中で、必要に応じて外部委員の参加により番組制作に関して検討してまいりましたが、基本的な事項が一定で方向が定まってきているので、いま一度見直すということで、この委員会の設置につきましては廃止にしたいということでございます。

委員長

それでは、議案第23号についてご質問ございませんか。

ないようですので、原案のとおり承認することとしてよろしいですか。

「はい」との声あり

委員長

それでは、議案第23号については原案のとおり承認いたします。

次に、議案第24号 輪島市立公民館の館長の任命についてを議題といたしますので、教育参事のほうから説明をお願いします。

宮下参事。

教育参事兼

それでは、16ページをお開きください。

生涯学習課長

輪島市立公民館の館長の任命ということで、別紙の者を任命することに

ついて承認を求めるということで、17ページに任命の案が載っておりますが、まず、各18公民館につきましては、各地区の区長会長さんに推薦をいただきまして出てきたリストになります。

1番の中央公民館については、例年、生涯学習課長が兼務しておるということで、坂口勇というふうになります。

そして、新任の方だけご紹介しますが、8番、南志見公民館の大久保与次さん、そして、12番、劔地公民館の板谷外良さん、13番、阿岸公民館の森下善一さん、15番、諸岡公民館の早川清治さん、以上4名の方が新しく選任され、残りの方は再任ということで推薦がありました。ご承認のほうをよろしく願いいたします。

委員長

それでは、説明が終わりましたが、議案24号についてご質問はございませんか。

ないようですので、原案のとおり承認することとしてよろしいですか。

「はい」との声あり

委員長

それでは、公民館の館長の任命について、議案第24号、原案のとおり承認いたします。

次に、議案第25号 輪島市社会教育委員の委嘱について、議案第26号 輪島市公民館運営審議会委員の委嘱について、議案第27号 輪島市地域協育推進委員会委員の委嘱及び任命についてを一括して議題とします。

教育参事から説明をお願いします。

教育参事。

教育参事兼

それでは、18ページをお開きください。

生涯学習課長

輪島市社会教育委員の委嘱についてということで、これにつきましては、19ページに別紙に付しておりますが、社会教育に関係する団体からそれぞれ推薦をいただいて、9名となっております。

新任につきましては、3番の校長会から新田先生、そして、8番の各種

女性団体連絡会からは松原さんが新任されております。

引き続きまして、20ページ、第26号 輪島市公民館運営審議会委員の委嘱についてということで、これにつきましては、例年、社会教育委員と同じメンバーの方々に委嘱しておりましたので、同じメンバーとなっております。

そして、22ページ、議案第27号 輪島市地域協育推進委員会委員の委嘱及び任命についてということで、これにつきましても、社会教育委員の方々を中心に構成しておりますので、そこに、委員長を吉岡教育長とし、委員の中で3番の北川さん、公民館連合会から推薦をいただいて北川さんを委員としており、残りの9名につきましては先ほどの社会教育委員のメンバーと同じメンバーとなっております。

以上です。承認のほうよろしくお願ひします。

委員長            それでは、説明が終わりましたが、25号から27号までについて質問等はないでしょうか。

質問ちょっとしていいですか。

森下善一さんというのは輪島市区長会会長会というのは、これ会長ではないんですね。輪島市区長会会長。

教育参事兼            区長会長会。

生涯学習課長

委員長            区長会長会が推薦したということなんですね。

教育参事兼            そうですね。

生涯学習課長

委員長            その方がなるということ。区長会長がなるという意味ではないんですね。はい、わかりました。何か区長会長の名前違うんだなと思っておりました。すみません、わかりました。

それでは、原案のとおり承認することとしてよろしいですか。

「はい」との声あり

委員長

それでは、議案25号から議案27号までについては原案のとおり承認いたします。

次に、議案第28号 輪島市女性センター運営委員会委員の委嘱についてを議題といたします。

宮下教育参事。

教育参事兼

それでは、24ページをお開きください。

生涯学習課長

議案第28号 輪島市女性センター運営委員会委員の委嘱についてということで、25ページに名前が載っておりますが、女性センター運営委員については、働く女性、そして、市内の事業所に勤務する女性の雇用主、学識経験者、関係行政機関の職員となっております、働く女性からは伊藤さん、宮下さん、雇用主からは二本杉さん、そして、学識経験者からは新甫さん、そして、関係行政機関として健康推進課長である森さんの5名に委嘱したいと伺っておりますので、承認についてお願いいたします。

委員長

説明が終わりましたが、議案の第28号についてご質問はございませんか。

ないようですので、原案のとおり承認することとしてよろしいですか。

「はい」との声あり

委員長

それでは、28号については原案のとおり承認いたします。

次に、議案第29号 輪島市文化会館運営委員会委員の任命についてを議題といたします。

文化課長、説明をお願いします。

どうぞ。

文化課長

それでは、26ページをごらんください。

議案第29号 輪島市文化会館運営委員会委員の任命についてでございます。

平成27年3月31日をもちまして現在の任期が満了することから、輪島市文化会館運営委員会の委員に別紙、次のページ、27ページでございますが、の者を任命することについて承認を求めるものでございます。

27ページをお開きください。

10名の委員のうち6名の方が再任となっております、4名の方が新任でございます。この新任の方は、各団体からの推薦により記載の4名の方を任命するものでございます。承認をお願いいたします。

以上でございます。

委員長

それでは、説明が終わりましたが、質問ございませんか。

それでは、原案のとおり承認することとしてよろしいでしょうか。

「はい」との声あり

委員長

それでは、議案第29号につきましては原案のとおり承認いたします。

以上で、今回の議事は全て終了いたしました。

本日の会議はこれをもって閉会といたします。大変ご苦勞さまでした。